

平成26年第1回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	平成26年3月18日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月18日午後2時2分宣告（第5日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 防 災 課 参 事	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 今 村 雅 勇 植 田 充 彦 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 上 田 武 司 塚 本 敏 孝 寺 口 嘉 彦 島 野 千 洋 橋 本 雅 至
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ 議案第23号 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の 支給に関する条例の一部を改正する条例に ついて	

町長提出議案 の 題 目	議案第24号 平群町幼保一体化施設建設工事の請負契約 の締結について
議員提出議案 の 題 目	<p>第1号に同じ</p> <p>発議第 2号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の 明確化を求める意見書(案)</p> <p>発議第 3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行 わないことを求める意見書(案)</p> <p>発議第 4号 「手話言語法」制定を求める意見書(案)</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 26 年 第 1 回 ( 3 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 5 号 )

平成 26 年 3 月 18 日 ( 火 )  
午後 2 時 開 議

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 発議第 1 号  | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例<br>について<br>(文教厚生委員長報告)         |
| 日程第 2  | 議案第 13 号 | 平成 26 年度平群町一般会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告)                |
| 日程第 3  | 議案第 14 号 | 平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別<br>会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4  | 議案第 15 号 | 平成 26 年度平群町国民健康保険特別会計予算に<br>ついて<br>(予算審査特別委員長報告)      |
| 日程第 5  | 議案第 16 号 | 平成 26 年度平群町水道事業会計予算について<br>(予算審査特別委員長報告)              |
| 日程第 6  | 議案第 17 号 | 平成 26 年度平群町下水道事業特別会計予算につ<br>いて<br>(予算審査特別委員長報告)       |
| 日程第 7  | 議案第 18 号 | 平成 26 年度平群町農業集落排水事業特別会計予<br>算について<br>(予算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 8  | 議案第 19 号 | 平成 26 年度平群町学校給食費特別会計予算につ<br>いて<br>(予算審査特別委員長報告)       |
| 日程第 9  | 議案第 20 号 | 平成 26 年度平群町介護保険特別会計予算につい<br>て<br>(予算審査特別委員長報告)        |
| 日程第 10 | 議案第 21 号 | 平成 26 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予<br>算について<br>(予算審査特別委員長報告)    |
| 日程第 11 | 議案第 22 号 | 平成 26 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算<br>について<br>(予算審査特別委員長報告)     |
| 日程第 12 | 議案第 23 号 | 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に<br>関する条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第 13 | 議案第 24 号 | 平群町幼保一体化施設建設工事の請負契約の締結<br>について                        |
| 日程第 14 | 発議第 2 号  | 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化<br>を求める意見書 (案)                 |
| 日程第 15 | 発議第 3 号  | 集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わない<br>ことを求める意見書 (案)               |
| 日程第 16 | 発議第 4 号  | 「手話言語法」制定を求める意見書 (案)                                  |
| 日程第 17 |          | 委員会の閉会中の継続調査の件  |

再 開 (午後 2時02分)

○議 長

皆さん、こんにちは。初日、監査委員に選任同意いただきました近藤恭子様  
が御挨拶に参っておられますので、御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく  
お願いをいたします。

○監査委員 (近藤恭子)

皆様、こんにちは。このたび、監査委員に就任させていただくことになりま  
した弁護士近藤恭子と申します。

平群町におかれましては、昨年4月に「緑豊かで心豊かな子どもの歓声があ  
きこえるまち」ということで、第5次総合計画を策定されて、いま現在、その  
実現に向かって全力を尽くされておられるとお伺いしております。

そのような中ですね、私、監査委員という重大な職責を賜りまして、大変  
身が引き締まる思いではございますが、弁護士としての経験を生かして、全力  
で取り組ませていただこうと思っております。

皆様におかれましては、御指導、御助言いただきますようどうぞよろしくお  
願いいたします。(拍手)

○議 長

ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成26年平  
群町議会第1回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日  
程表に従い議事を進めます。

日程第1 発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて

を議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を  
求めます。窪文教厚生委員長。

○文教厚生委員長 (窪 和子)

文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月4日に開催されました平群町議会第1回定例会の本会議において、  
当委員会に付託を受けました、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例について、本委員会での審査内容と審査の結果を報告をいたします。

発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、国民健康保険加入者への税負担を軽減するため、医療に係る均等割額及び世帯別平等割額を減額するものであります。

質疑では、25年度決算見込みで示された療養給付費交付金1億8,000万円から、国民健康保険運営協議会以降3,789万円が減額され1億4,211万円になることについて質され、2月後半に出された数字で退職者医療費の伸びが少なく減額になったが、3月以降動く可能性があり、5月初旬に確定する旨の答弁がありました。

発議による影響額について質され、均等割、平等割をそれぞれ7,000円引き下げると約4,800万円減額になると認識している旨の答弁がありました。

退職者療養給付費の減額について提出者に質され、療養給付費交付金は退職者被保険者が受けた医療費を措置するもので、一般被保険者の一般療養給付費と違って、退職者の場合は本人の国民健康保険税、窓口負担、これ以外の分については基本的に全て措置される。今回、約3,800万円減額すれば、歳出の退職者の療養給付費も減額になるとの答弁がありました。

基金と繰越金の合計額が3億円以上あることについて質され、特別会計は独立採算性が大前提であるが、地方公共団体財政健全化法ができ、特別会計も含めて赤字比率を一定試算することになっており、基準としては赤字にしていけないということである。一方で、国民健康保険は療養給付費が単年で大きく増減し、当初約3%の伸びで試算していたが、反対にマイナス3%となった。上下合わせて1億円の差が出ることもあり、安定的な財政運営を行うには、急に療養給付費が膨らんだとしても赤字にしないために基金を持っておく必要があると考える。資金収支については、最終的に決算をゼロにしたらいというのではなく、月単位でレセプト請求があり、そのときに残高をゼロにしては資金ショートを起こしてしまうので、一定の柔軟的な財政調整基金が必要だという旨の答弁がありました。

23年度の資産割廃止、24年、25年度の税率改正による基金を含んだ余剰金について提出者に質され、23年度決算で2億2,741万4,000円、24年度決算で約2億5,200万円、25年度の決算はまだ出ていないが、いまの段階で2億8,000万円の剰余金となる旨の答弁がありました。

広域化による基金の取り扱いについて質され、国と都道府県、市町村のワーキングチームで会議をしており、7月に中間報告が出てくる予定であり、まだ

未確定な部分もあるが、基金や剰余金についてはまちの条例等で積み立てているので、取り上げられることはないを確認している。ただ、会計上マイナスになった分については、当然、清算をすることが基本であり、県統一化までにゼロにしておくことがベストと考えている。いまの平群町の国民健康保険税は、奈良県下市町村の平均よりも低い状況であり、このことも加味する中で、残った場合は取り扱いを考えていかなければならない旨の答弁がありました。

国保税の減税について町長の考えを質され、できるだけ正確を期した判断をしたいので、4月にはほぼ歳入歳出が確定し、調整交付金や療養給付交付金の正確な数字が出てくるため、剰余金をはっきりしてくる。今後の医療費の増高も考えられることから、もうしばらく待っていただければ、当局の責任として提案していく。また、29年度の県下統一のことも考慮しながら決断していきたいとの答弁がありました。

決算見込みが出た時点で、諮問機関である国民健康保険運営協議会に提案するのか質され、相当正確な決算が出た段階で諮問を行い、一定の理解を得た上で、議会に提案していくとの答弁がありました。

討論では、決算を見据えながら減額をするために国民健康保険運営協議会に諮問するという答弁があり、過去3回の減額措置においても、国民健康保険運営協議会で諮り、文教厚生委員会で協議し、議会に提出されたことを道筋と考え、この発議については反対する意見が出されました。

21年度からの国保会計の決算状況から見ると、国保会計にとってプラス要因となる歳入の前期高齢者交付金の伸びは、4年間で3億2,355万円、マイナス要因となる歳出の一般療養給付金、後期高齢者支援金、介護納付金の伸びで、合わせて1億4,225万円となり、3年連続引き下げによる1億900万円の減額分を差し引いても、計算上、今回減額しても会計としては収支に影響がないことから賛成する意見が出されました。

採決の結果、発議第1号については、挙手多数で原案どおり可決することに決しました。

以上が、当委員会に付託を受けた案件の審査の結果であります。よって文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成26年3月18日  
文教厚生委員会  
委員長 窪 和 子

○議長

ありがとうございました。

発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委

員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

委員会でね、町長の答弁なんですけれども、町長というか当局の答弁なんですけど、この委員長報告では、「4月にほぼ歳入歳出が確定し、調整交付金や療養給付交付金の正確な数字が出てくるため」という、で、「剰余金をはっきりしてくる」と、「もうしばらく待っていただければ、当局の責任として提案していく」と、こういうふうになってるんですけどね、はっきりと引き下げをするというような答弁だったように私は記憶してるんですけど、それは私の記憶違いなのでしょうか。

○ 議 長

委員長報告に対する質疑で、もし確認であれば当局から答弁もありますし。

○ 6 番

いやいや、これ、要するに、議事録を一定起こして、当然、委員長のほうでまとめてもらってるわけですから、ただ、いま聞くんじゃないかってね、あのときの答弁は、質問との兼ね合いのこともあるかも知れませんが、引き下げるんでしょってというのは、これは初日だったかちょっとわかんないですけどもね。引き下げを前提に、遅くとも6月議会で町長が提案すると、私はそういうふうな答弁だったというふうに認識してるんですけどね。この書き方だったら、引き上げることだってあり得るわけじゃないですか。要するに、決算を見て、考慮をして、決断するだけやから。何を決断するのが、ここが一番住民にとって大事なわけです。いや、議員が、まだこれ通ったわけでも何でもないですけど、判断する場合も、そこが一番大事なわけでしょう。それを抜いた委員長報告っていうのは、抜いたっていうのは、言ってなかったら言ってないんやろうけど、いや、私は言ったと思うんですけどもね。その点、委員長にちょっと確認していただけますか。

○ 議 長

はい、委員長。

○ 文教厚生委員長（窪 和子）

いま山口議員のほうからありましたが、そこが一番のポイントだと山口議員はおっしゃいました。そのとおりであると思いますが、ここで町長が、まずは協議会ですね、そこを大事にしながらということですので、言葉の中にはですね、会議録を起こしていただいておりますので、一部、ちょっと拝読しますが、町長、馬本委員さんの質問に対しまして、「いずれにいたしましても、一定の剰余金が出てまいりますので、減額していくということでございます」という一文は入っていることは確かでございます。

○議 長

はい、山口君。

○6 番

そうでしょう。いや、それだったら、やっぱりそこが大事なわけですから、そこを入れていただかないと、委員長報告としては、私は、いや、その枝葉のことはいろいろあってもね、これではもう全然そういうふうに、いまの委員長、読み上げていただいた部分と、まるっきり違うとは思いますが、入っていないのはなぜかというのは非常に疑問に思うんで、その一文は、差しかえはいいですけども、このようにするというのは、そこはつけ足していただかないと、私は提出者としても、あれだけの議論をしていただいたわけですから、納得できないというふうに思いますんで、その点、ちょっと議長、どうされるのか。

いや、それと、もう1点ある。

○議 長

はい、植田君。

○5 番

よろしいですか。討論のところで、私、これは賛成討論させてもらったんですが、討論の下から2行目ですね、「計算上、今回減額しても会計としては収支に影響はないことから賛成する意見が出されました」とあるんですが、このくだりはね、私、多分、26年度予算の意見をつけて賛成をしたときに言ったんじゃない。ここで私、今回の条例改正のところで言わせてもらったんは、国保会計の状況を見る限り、引き下げの原資は十分あることから、5月末の決算を見るまでもなく、取り過ぎた保険料は速やかに返すように云々というふうに言ってるんで、会計としては収支に影響がないことからいう、私はこういう賛成討論はしておりませんので、ここもすいませんがお願いできますか。

○議 長

はい、窪君。

○文教厚生委員長（窪 和子）

いま植田議員おっしゃいましたが、そのことも含めまして、再度ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議 長

はい、わかりました。

それでは、委員長報告の正確さを期すために、暫時休憩をいたします。

（ブー）

休 憩 （午後 2時15分）



再 開 (午後 2時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

貴重な時間、申しわけございません。窪文教厚生委員長。

○文教厚生委員長 (窪 和子)

お時間いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、山口議員から、植田議員からありました2点につきまして、御説明をさせていただきます。

先ほどの減額という文言が入っていないじゃないかということですが、再度、御答弁させていただきたいと思います。

町長のほうはですね、委員長報告でも申し述べましたが、町長の考え方として、当局の責任として提案をしていくということで、多くの方々がそういう質疑がありましたので、この一文にまとめさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

それから、植田議員のほうからは、賛成討論の部分におきまして、少しニュアンスが違うのではないかとということでございました。いま、精査をしまして、会議録を少し読ませていただきます。「計算上は、6,730万円を減額しても会計としてはとんとんになるというものです。このことから考えると、今回、発議として出されている減額は約4,800万円ということから、引き下げは十分可能だというふうに考えられます」と、前後がありますが、このような賛成討論をなされております。そして、私の委員長報告では、「計算上、今回減額しても会計としては収支に影響がないことから賛成する意見が出されました」と、このようにまとめさせていただきました。とんとんという言葉でございますけれども、辞書で調べましたら、主に収支に対して使われる、収支に差がないことを意味するという意味で、委員長報告ですので、いろんなこと、討論の言葉を全て載せるわけには、それは会議録で、今議会から会議録がつくられておりますので、それをまとめさせていただきます。減額しても会計としては収支に影響がないということでまとめさせていただきます。おっしゃられている賛成討論のニュアンスからは逸脱してないということで御理解をいただきたいと思います。

○議 長

ただいま窪委員長のほうから答弁がございました。

ほかにございませんか。山口君。

○ 6 番

いまの説明で、一応よしとはしますけどね。基本的にはね、一番、何て言うんですかね、私は、これはもう私の意見ですけれども、住民にとって一番大事な点、やっぱりそこは私はきっちり押さえるべきだというふうに思いますんで、もちろん今議会から議事録もきちっと出ますから、それを見れば全部出てくるわけですから、間違いはないんでしょうけれども、その点は1つ指摘しておくのと、それから、植田議員の賛成討論の言い回しでね、どこで切るかというのはあるんですが、この言い回しだと、要するに会計に影響がないから賛成だと、こう言ってるようになるんですけれども、いや、本来の趣旨は、私はちょっとニュアンスが違うと思うんですよ。今回はこれでいいですけれども、その辺はね、委員長おっしゃるのもわからなくはないですけれども、まとめるのは大変な作業ですからわからなくはないですけれども、今後、もうちょっとやっぱり、何て言うんですかね、その辺、どこにあれが一番置いてるかということね、やっぱり書いてもらったほうが、ましてや委員長報告が一番先に、例えば議会だよりなんかでは委員長報告、そのまま全部じゃないですけれども、その対応が載るわけですから、それは住民の皆さんに配られますんでね、議事録は必ずしも住民の皆さんに読んでいただくということになかなかない場合が多いもんですから、その辺は、私も含めてですけれども、やっぱり気をつけていくべきではないかということをお願いしてですね、この件はこれで結構です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。馬本君。

○ 1 2 番

ここに出ておりますように、町長は、国保の決算は大体4月の末、委員会でもありましたけども、5月の初めに出るということを御答弁いただき、それを見据えながら、減額するためには、まず国民健康保険の運営協議会、諮問機関でございまして、そこへ諮問されて、そして、今度、議会であります文教

厚生委員会で協議をしていただき、ここで、6月に議会に提出されるということをご答弁をいただきました。

私は、国民健康保険法第11条に基づく国民健康保険運営協議会というものが設置されておるわけでございます。そこは、私は一定のルールで、そこを尊重すべきやなど。まして、また、議会、文教厚生委員会がございまして、文教厚生委員会も私は議会を尊重するべきと思います。よって、この発議については反対の意を表します。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○4番

私はですね、国民健康保険条例の一部改正する条例に賛成の立場で討論させていただきます。

今議会中、文教厚生委員会での議論の中でも、25年度国保税会計の決算を見る限り、国保の引き下げは周知一致することで異論はなかったはずでございます。問題は、いつ下げるかのタイミングだというふうに私は思います。

そこで、委員会である委員からの基金が幾ら必要か、幾らあったらいいかと質問されたところ、山中副町長から、国保会計ではないが、一般会計などの一般論として、5%が一応の目安だという御説明を受けました。そうすると、基金は1億3,000万円あればいいことになり、国保税が29年度広域化の方向で進んでおりますが、しかし、余剰金の処分の方法は何ひとつ決まっておりません。今年度の決算を見る限り、剰余金が3億2,000万とすると、3億2,000万円から先ほどの基金1億3,000万を差し引きますと、1億9,000万になります。この1億9,000万をどのような方法で加入者に還元するのかということになります。提案者の説明で、今条例改正を引き下げても国保会計が健全に運営できるということは明らかであります。

それと、この問題の根本は、平成20年度の国保税値上げにさかのぼらなくてはなりません。当時の引き上げの一番の理由は、後期高齢者医療制度の導入によって負担金が増えるとのことでしたが、その考えが間違っていると、当時、国保税の引き上げ条例に、議案に反対してました。その後も、国保税は引き下げるべきだと一貫して言ってまいりました。このことはいままでの決算を見ましても明らかで、23年度は資産割を廃止して、歳入が4,400万減っても剰余金が2億2,700万も出し、24年度は料率を改正を行って、歳入が1,700万減っても剰余金が3億7,200万円を出し、25年度は均等割と平等割を下げ、歳入が4,800万下がっても、決算見込みは、剰余金は3億2,000万になっております。この20年度の引き上げを行った後、23年、2

4年、25年、3年間、引き下げても、引き下げても、多額の剰余金が出るというもおかしな話であります。明らかに20年度の国保引き上げは問題であり、その後の決算を見る限り、いかに予算編成がずさんとしか言いようがありません。失礼ですが、予算編成が間違っていると云わざるを得ません。本当におかしな予算編成です。

次に、タイミングのことですが、先ほど反対討論の方からも、町長は、国保税引き下げのことは運営協議会に諮った上で、26年度から国保税の引き下げを、額も決めて遅くないとの意見も、私もそのとおりでと思います。しかし、26年度から介護保険も上がり、この4月から消費税が5%から8%になることで、食料品を初め全てのものが値上がりします。また、26年度からは、額は少ないわけですが、復興税も加わります。住民の皆様が生活が苦しくなることは明らかであります。また、今議会でも、利用料の無料化、無料クーポンの配布、教育助成制度の復活、介護認定など、議員の皆様から公からの補助、助成を求める一般質問もありました。それぐらい住民の生活が大変で困っているわけですが。

そして、今議会でも、若者の定住策の議論がありました。私も、若者が平群町に住んでくれるまちづくりは必要だと思います。しかし、いま、一番困っているのは、高齢者が平群町から出ていかれることでもあります。高齢者の平群町から出ていかない施策、人口対策のほうがプライオリティー、優先順位が高いはずだと私は思います。

議員各位も機会損失という言葉をお聞きだと思います。この意味は、いまやらないと、いま決めないと、もうけ損ない、稼ぎ損になりますということをおっしゃっているのと私は理解しております。今議会でも、決断が遅いことを嘆く議員もいらっしゃいました。国保税の引き下げによって、人口減を1人でも2人でも少なくするために、1日も早く国保税の引き下げを表明することが大切で重要であるわけですが。

4月から全てのものが値上がりします。町内では一つも安くなるものがなくては困るわけです。ムードづくりも大切だと思います。私は機会損失に陥らないためにも、国保税を引き下げは今でしようとして申し上げて、本条例改正案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。はい、植田君。

○5番

反対討論がないのでしたら、賛成討論をさせていただきます。

委員会のときにも述べたように、21年度からの国保の会計の決算状況から

見ると、国保会計にとってプラス要因となる歳入での前期高齢者交付金の伸びは、4年間で3億2,355万円。一方、国保会計にとってマイナス要因となる歳出の一般療養給付費で8,250万円、後期高齢者支援金で3,690万円、介護納付金で2,750万円の伸びとなっており、合わせて、マイナス要因としては1億4,225万円となり、プラス要因からこのマイナス要因を差し引くと、プラス1億7,630万円ということになります。この間、この国保税の問題では住民運動もあり、23年度から3年連続の引き下げによる減額は年1億900万円ということですから、1億7,630万円から減額分の1億900万円を差し引くと、計算上、まだ6,730万円を減税することができます。今回提案している減税額は約4,800万円の引き下げ、このことから十分可能だと考えます。

また、剰余金も3億円近く残っており、29年度に国保の広域化が言われている中、保険税を引き下げて基金を減らしていく自治体もあり、国保会計の状況を見る限り、引き下げの原資は十分あることから、5月末の決算を見るまでもなく、取り過ぎた保険料は速やかに住民にお返しをする、このことが基本だと考えます。行政から引き下げ提案が3月議会で提案されなかったことは非常に残念であることを申し添えて、発議第1号については賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については否決されました。

続きますして

- |         |           |                                   |
|---------|-----------|-----------------------------------|
| 日程第 2   | 議案第 1 3 号 | 平成 2 6 年度平群町一般会計予算について            |
| 日程第 3   | 議案第 1 4 号 | 平成 2 6 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 4   | 議案第 1 5 号 | 平成 2 6 年度平群町国民健康保険特別会計予算について      |
| 日程第 5   | 議案第 1 6 号 | 平成 2 6 年度平群町水道事業会計予算について          |
| 日程第 6   | 議案第 1 7 号 | 平成 2 6 年度平群町下水道事業特別会計予算について       |
| 日程第 7   | 議案第 1 8 号 | 平成 2 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について    |
| 日程第 8   | 議案第 1 9 号 | 平成 2 6 年度平群町学校給食費特別会計予算について       |
| 日程第 9   | 議案第 2 0 号 | 平成 2 6 年度平群町介護保険特別会計予算について        |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 1 号 | 平成 2 6 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について    |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 2 号 | 平成 2 6 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について     |

以上、10件は会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案10件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。山田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山田仁樹）

それでは、少しお時間をいただきます。よろしく願いをいたします。

予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月5日平群町議会第1回定例会の本会議において、当委員会に付託を受けました平成26年度一般会計及び特別会計予算10議案に対する審査の結果を報告申します。

予算審査については3月7日に一般会計の審査を、3月10日に各特別会計の審査を行いました。

議案第13号 平成26年度平群町一般会計予算について

平成26年度一般会計予算の総額は65億4,000万円で、前年度当初予算と比較して2億5,500万円の減額となっております。

本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに区切って行い、次に歳入全般にわたって行いました。

その主な審議内容について、順次報告申し上げます。

歳出全般では、土地借上料の契約年数について質され、借地が27件あり、1年更新の契約が多いが、借地によっては3年から5年の複数年契約があるとの答弁がありました。

総務費。

財政調整基金費で、ふるさと基金782万7,000円の根拠について質され、道の駅の指定管理者である地域振興センターからの納入金を積み立てるもので、地域振興センターから示された26年度事業計画による金額で、税抜き販売額の2.2%で計上、一定、収入は見込めるとの答弁がありました。

自治振興費の大字自治会育成交付金の目的について質され、本町の各種行政事務にかかわる連絡調整、活動協力に対して、基本的に必要な費用弁償ということで位置づけており、総代・自治会長に対して交付する制度として発足したとの答弁がありました。

防災諸費の奈良県急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況について質され、県事業で、総事業費の10%を町が負担することになっている。当初は平成23年から25年までの3カ年計画で、北小学校校舎西側のみの対策工事の予定であったが、測量・設計業務を行う中で、校舎南側斜面も対策工事が必要となったため、25年度から27年度に校舎南側斜面、27年度から28年度に校舎西側斜面の工事を行う予定であるとの答弁がありました。

コミュニティバス推進事業費で、ルート改正により、北ルート、南ルートの利用状況に開きが出てきている。現状の分析と今後の方向性について質され、北部の団地については民間営業バス路線があるので、北ルートの中には上庄台、月見台しか入っていないため、若干利用対象者が少ないこともある。幼保一体施設の新園は公共交通を利用していただくことを想定しており、北と南に分けて対応できるようにしたが、新園が開園していない今の段階では、こういった利用状況になるかというのは把握できない。公共交通連携計画の中でも、最低基準に達しないという状況が続くようなことがあれば、ルート、ダイヤの縮小、場合によっては廃止ということも検討しなければならないといった状況もある。今後のコミバスについては、公共交通会議、公共交通対策特別委員会も含めて議論していかねばと考えている。公共交通については、住民の声をくみ上げて、今後検討していくとの答弁がありました。

ホームページの予算と更新状況について質され、情報政策費の事業・業務委託料で約36万円計上している。26年度から観光ホームページ等の立ち上げもあり、ホームページの容量をアップすることと、現在、ホームページでお知らせの部分が、各課より即時更新処理できる機能を持たせており、また、住民

の皆さんに見ていただけるようなホームページづくりに鋭意努力し、意見等は真摯に受けとめ、改めていく部分については改めていきながら、よいホームページをつくっていくとの答弁がありました。

ペイジー収納に係る諸経費と導入による削減効果、今後の導入計画について質され、初年度導入費として、委託料で955万円、負担金で共同利用センターの準備業務導入費用として287万円、その他合計で約1,253万円の費用が必要となる。27年度から発生するランニング費用は、システムの保守料52万円、ペイジーの基本利用料78万円、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の年会費10万円、ペイジーの金融機関等の取引手数料として1件当たり48円プラス消費税がかかり、コンビニ収納とペイジー納付を含めると、利用件数にもよるが、合計で420万円を予定している。費用削減については、収納消し込みを現在2名の職員で行っているが、1名分を他の住民サービスに配置できるかどうか、現在検討している。公共料金等の収納については、納税者の立場に立って、費用対効果も考え検討していくとの答弁がありました。

民生費。

社会福祉総務費で、微量PCB処理委託料59万9,000円の内容について質され、23年度に検査を実施し、大空の家が利用している梨本地内に微量PCB41ppmが含まれているトランスがあり、微量のPCBの処理業者が岡山県にできたので委託料を計上した。管理については、キュービクルの中であり、工事用の保護柵で四方を囲み、厳重に保管してきたとの答弁がありました。

老人福祉施設三室園運営負担金で、あくなみ苑の起債償還予定について質され、三室園借入元金が平成6年、7年、8年の3年間発生しており、総計が11億1,965万9,827円ある。26年度で平成6年度借り入れ分の返済が終了し、7年度、8年度の借り入れ分が残るが、毎年の返済額が1億1,000万円から大幅に減少していく。7町の平均で言えば、約500万円下がってくるとの答弁がありました。

老人福祉費の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金が25年度から減額となっている内容について質され、25年度で認知症対応型の通所介護、グループホーム、小規模多機能の予算計上を行ったが、通所介護の応募者がなかったため、26年度に認知症対応型の通所介護の補助金を予算措置したとの答弁がありました。

老人福祉費の扶助費、介護保険サービス利用等軽減費で6万円の予算措置をされているが、今後、利用者負担を軽減していく考えがあるのか質され、生活の厳しい方に対して町が独自でやっている助成制度であり、低所得者の方に対



しての配慮も必要であるが、全体を考えたときに、どの辺で線を引いていけばいいのかが非常に難しいことだと考える。第6期の策定委員会の中での検討を考えているとの答弁がありました。

第6期の介護保険計画策定委員会の委員の選任について質され、介護保険計画策定委員は要綱で定められており、介護保険運営協議会の委員10名は、策定委員会のメンバーになると定められている。残り保険、医療経験を有する方3名、関係団体で総代、自治会長等で3名と考えており、いまは未定であるが人選していくとの答弁がありました。

子ども子育て会議の開催状況について質され、学識経験の方が決まり次第、議会終了後3月中に速やかに開催し、現在、実施、集計しているニーズ調査の中間集計をまずその委員会に報告し、26年度以降、継続して検討しながら計画策定に移っていくとの答弁がありました。

子育て支援センター管理費で相談員賃金が計上されているが、仕事内容について質され、教育現場経験者を常駐で配置し、特に小学校を中心に、ひきこもりの子どもたちに対するかかわり、また、就学指導委員会にも子育て支援センターとしてかかわりを持って、乳幼児から就学前の子どもたち、小学校、中学校と幅広く活動していくとの答弁がありました。

学童保育所の申し込み状況について質され、25年度の2月末では全学童保育所で150名、平均利用者数は25年度の実績見込みで177名、24年度で159名と、24年度から25年度では18名の増となっている。昨年度と同じ時期の申し込み者数で比較すると、全学童保育所で158名となっており、8名少ないという状況ではあるが、3月末までには申し込み者数がもう少し増えるとの答弁がありました。

衛生費。

母子保健事業の乳児健診で、全国的に長期末受診の場合に虐待が発生している事例も出ているが、未受診の状況について質され、2月末現在で乳児健診を年6回実施し、受診率100%、1歳6カ月健診は年4回実施し、対象が104人、そのうち96名が受診し受診率92.3%、3歳6カ月健診は年3回のうち2回行っており、対象者93人のうち受診児童が76人、受診率81.7%で、あと1回ある。1歳6カ月健診の未受診者8名については、保育園に電話や訪問等を行い、100%確認しているとの答弁がありました。

がん検診について、新年度の方向性について質され、無料クーポン券が施行されてから5年目でワンクールが終わり、来年度は子宮がん検診が20歳新規対象者、乳がん検診が40歳となっている。なお、コール・リコールも含め、過去5年間でクーポン未受診者に再度通知を行い、無料で受けていただく体制

を整えているとの答弁がありました。

指定袋制に移行するに当たり、さらなるごみ減量化の費用として一部を充てるということも廃棄物減量等推進審議会で説明されていたが、費用の充当について質され、26年度では、経費を差し引き約730万円の収入を見込んでおり、ごみ減量施策として有価物の集団回収、生ごみ処理機の補助、カラスよけネット、ごみステーションの整備補助等いろいろなごみ施策を講じてきた。その事業に充当していきながら、生ごみ処理機の助成制度についても、一定検討を行っていくとの答弁がありました。

農林水産業費。

農林業振興費、し尿処理委託料132万9,000円計上された内容について質され、活性化センターのトイレが下水道に接続されることに伴う浄化槽の汚泥引き抜きの委託料との答弁がありました。

西山間のファーマーズマーケットの現状について質され、閉鎖後検証を行い、再開する予定をしていたが、現時点では再開する予定は組んでいない。6次産業施設の計画等もあることから、今後検討していくとの答弁がありました。

2月の大雪の被害状況について質され、ブドウ3件、イチゴ4件、小菊6件の苗木の被害があり、概算で合計5,039万円の被害額であり、国から一定被災者向けの経済支援は示されているが、具体的な話はまだないとの答弁がありました。

商工費。

平群ブランドの認定状況とPR方法について質され、イチゴの認定を第1弾として、いま進めているところであり、今後はブドウ、小菊、バラの主要農産物、また、加工品や自然歴史的な文化財についても認定ができればと考えている。認定方法は、認定委員会の中で順次協議を進めている。PRについては、ポスター、パンフレット、リーフレットを考えている。

また、観光ホームページについては4月1日よりアップしていくとの答弁がありました。

観光費で賃金が措置されている事業内容について質され、ハイキング道や観光資源の草刈り等、軽易な維持管理業務を行う臨時職員1名分であるとの答弁がありました。

土木費。

道路新設改良費で、平群町橋梁長寿命化修繕計画の点検結果と測量業務について質され、対象橋梁28橋の調査において、橋梁の健全度は比較的高く、修繕も比較的少ない費用で、将来にわたり高い水準を維持することが可能であるとの結果であった。今後の修繕計画については、50年間放置することにより

総額 27 億円の費用がかかってくるが、整備計画により 5 億 6,500 万円と 80% のコスト縮減ができる。5 億 6,500 万円を 50 年間で割り戻すと、事業費ベースで約 1,000 万円かけながら修繕工事を行っていくことになり、26 年度では委託料で 3 橋の測量設計を実施して、計画に基づくハード事業にのせていくとの答弁がありました。

通学路の安全対策について質され、歩道と車道を区分けするような整備が一番望ましいと考えているが、できることから着手している。川原路線の拡幅については、26 年度で委託料を計上しており、検証していくとの答弁がありました。

住宅管理費で、老朽化する住宅についての対応を質され、老朽住宅に居住されている方に特定入居として移転の意向調査を行ったが、移転の希望はなかった。居住者の意向を優先し、今後もこのような取り組みについて粘り強く交渉等を重ねながら、老朽危険箇所等については修繕等を随時行っていくとの答弁がありました。

教育費。

幼保一体化施設建設事業費で、地域住民の合意を得る努力が必要だと思うが、周辺住民への説明会の開催状況について質され、椿井地区の役員会には 2 回説明に行った。地域住民の合意を得る努力が必要であり、今後、建設工事もスタートするので、積極的に地元説明会を行うとの答弁がありました。

保護者送迎用の用地購入費が計上されているが、造成に対する許認可の手続について質され、現状が農地であるため、農地法の関係等もあり、許認可についても着実に手続を進めていくとの答弁がありました。

生涯教育学習事業費、青少年の体験学習事業については、子どもたちにいろんな体験をさせるとか、交流を深めていくのは大事なことで否定はしないが、高知県須崎市を都市間交流の計画地として選んだ理由が不明瞭であり、議員も一般質問でも友好都市について提案してきているが、今回、議会に対して説明もなく提案をされてきた。また、本人負担 4 万円で 30 名を限定して行う体験学習が本当に必要なのかという問題もあることから、行き先の選定も含め、一度白紙に戻して、きちんと内部協議をするべきだという意見が出されました。町当局より、行き先も含め計画内容について一旦白紙に戻し、内容を精査し、議会へも改めて報告、協議を行い、執行をさせていただきたいとの答弁がありました。

観光文化交流館運営費で、学校図書館司書の配置状況について質され、25 年度では北小学校に 1 名専任で配置、あすのすの司書で中学校の放課後を含め、南小学校、西小学校について支援の形をとってきた。26 年度では、新たに平

群小学校に専任で1名を配置し、中学校の放課後の支援及び南小学校の支援については、これまでどおり、あすのす平群の司書で行っていく。今後も、町の財政状況もあるが、読書活動推進計画に基づき予算確保に努力したいとの答弁がありました。

以上が一般会計歳出全般の主な審議内容であります。

続いて、歳入の主な審議内容について御報告申し上げます。

駅周事業地内で26年度に17件の新築家屋が課税されるが、17件の中には事業、業務用の住宅以外のものが含まれているのか質され、17件のうち14件が通常の居宅で、残り3件が店舗、倉庫、事務所との答弁がありました。

町営住宅使用料の滞納状況について質され、26年2月末で、今年の滞納繰越額1,422万8,500円に対して64万6,800円収納していることから、1,356万6,700円が現時点での滞納額との答弁がありました。

水路使用料と今後の対策について質され、町内の法定外公共物占用に係る水路使用料で市民生協奈良コープ、大阪ガス、関西電力の6件分で、営利目的のみ占用料を課しており、一般の住居並びに農地に通路をかけた場合は無料としているが、一定基準のもと、現場等調査し、今後、占用料を課するような形も含めて検討していくとの答弁がありました。

幼稚園使用料で、26年度の予算では園児数が130人、25年度当初予算で157人、24年度当初予算で185人という予算が示されてきたが、幼稚園児が減ってきている要因について質され、さまざまな要因があると思うが、少子化がまず一つと、女性の社会進出も含めて保育ニーズが高まっていることも要因であると考えている。また、幼稚園の教育内容についてはPTAの方からも評価をいただいているとの答弁がありました。

財産収入で、25年度はバス方転場用地賃借料が計上されていたが、26年度は計上がないことについて質され、26年度においては、NCバスの方転場用地として使用していないことにより、現在は町有地として管理しているとの答弁がありました。

商標使用権運用収入71万7,000円の内容について質され、里の恵と新たに販売を予定している清酒の販売本数に対しての商標使用料との答弁がありました。

諸収入、雑入の農産物等売捌料228万円の内容について質され、サツマイモ、マコモダケ、その他野菜、学校給食への野菜、収穫体験等の売捌料との答弁がありました。

移転補償費1億7,500万円の内容について質され、平群幼稚園の移転補償費で、建物の補償金、その他建物以外の工作物の補償金、立木補償、動産移

転料、移転雑費など、近畿地区用地対策連絡協議会の補償基準に合わせて20年度調査により積算された金額が2億5,500万円となっている。そのうち、契約時70%、全て完了時30%支払いをするルールに基づき、今回は2億5,500万円の70%の予算計上を行った。ただし、26年度6月以降に補助金内示、7月に公共補償基準が改正されるため、経年変化、消費税の移行等により再積算を行い出された金額が契約額となってくることから、2億5,500万円に若干の差異が生じてくるとの答弁がありました。

以上のような審議内容であります。

討論では、子ども医療費の無料化が高校1年まで拡充をしたこと、学校図書館の司書が2校に増えたこと、手話通訳者の窓口配置など、住民に一定応える施策が計上されていることは評価をしたい。その一方で、個人住民税が6年間で26%近くも減少している。これは、急激な人口減により、現役世代や若者世代の比率の減少と住民所得の減少によるもので、住民の暮らしが大変厳しい状況にあることを示している。さらに、新年度からは消費税の増税もあり、住民の暮らしを守る積極的な施策が求められるところであるが、新年度予算の中には目立った施策が見当たらない状況である。一方で、固定資産税の超過税率はもとに戻すという姿勢が見られず、ひとり親家庭、教育資金の援助や学童保育料もまだ引き上がったままであり、これまでの施策が切り捨てられたままになっている。家庭ごみ有料化も引き続き計上されている状況や、青少年体験学習事業では、一部の子どもたちだけを対象とすることは、教育上、不公平を生じるのではないか。ましてや、本人負担が4万円もかかるということ、行政として提案すること自体に大きな問題があると考えている。それ以外にも、住民の暮らしを守る姿勢が少ない希薄な予算の編成の一方で、近隣自治体に比べ高過ぎる不燃物廃棄物の処理委託料や、基準以上の値段で契約している土地借上料など、この間、議会で指摘された問題の解決でも積極的な姿勢が見受けられないことから、26年度一般会計の予算については反対するとの討論がありました。

行財政改革に取り組み、企業誘致などいろいろな施策を展開し、歳入の増加を図っていること。高齢者から子どもまでが安心して暮らせる「緑豊かで心豊かな子どもの歓声がきこるまち」づくりが実行されつつあるということ。安全・安心の暮らしや子どもの医療の高校1年生までの無料化の拡充をされたこと。幼保一体化事業、各学校施設の教育環境の充実に努められていること。バイパス168号線の活性化の事業の取り組み、健康長寿奈良県1番を目指し、健康診査、疾病予防事業などの充実、スポーツ活動の健康づくりの事業について確保された予算に対しては、賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第14号 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

本年度は、貸付償還に要する経費を計上しており、予算総額は4,006万3,000円となっております。

質疑では、25年度の実質収支の見込み、完済、返済者の人数について質され、単年度収支では1,000万円から1,200万円の黒字になる見通しで、25年度の繰上充用が2,394万5,000円で赤字になっていることから、実質収支としては約1,300万円の赤字となる見込みである。今後の見通しとしては、34年に地方債の償還期限が来る時点では、単年度あるいは実質収支も黒字になるシミュレーションをしている。完済した人数は、住宅新築資金の貸し付け件数が463件、人数が208人、現在、返済件数は375件の158人、残りが88件の50人であるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第15号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計予算について

歳出では、特定健康診査受診率の向上を図るため、特定健康診査受診者並びに人間ドック結果返却者への商品券の配布、総合検診事業では補助金の増額、対象年齢の引き下げ実施、がん検診の啓発にあわせ眼底検査の実施等を行い、病気の早期発見、医療費の抑制を図り、また、医療費となる療養諸費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等も計上しており、予算総額は26億6,000万円となっている。

質疑では、特定健診の受診率と受診率向上に向けた新たな取り組みについて質され、特定健診実績は、23年度で集団306名、個別1,184名、合計1,490名、法定報告上の受診率が37.5%。24年度で集団338名、個別1,207名、合計1,545名、受診率41.3%。25年度の1月末現在で集団307名、個別937名、合計1,244名、受診率34.5%である。26年度の新たな取り組みとして、特定保健指導の充実強化ということで、運動プログラムを作成し、効果の高い運動を実施できるように取り組んでいくことと、国保データベースシステムの活用により、医療、保健、介護の一体的な結果を出し、他市町村と比較分析しながら、よりよい健診の内容や方法等を実施していくとの答弁がありました。

低所得者の保険料軽減措置の内容と軽減実績について質され、低所得者の保険料に対する保険財政の財政支援の強化ということで、低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大するもので、現在、2割軽減、5割軽減、7割軽減があるが、2割軽減と5割軽減の拡大を行っていく。所得金額、軽減対象となる

所得基準額を引き上げて対象数を広げることになり、現在、2割軽減の場合は、基準額33万円に35万円掛ける被保険者数という計算をしているが、改正後は、この基準額33万円は変わらないが、45万円掛ける被保険者数ということになり、所得基準額が上がることになる。5割軽減の拡大については、現在、33万円に24万5,000円掛ける被保険者数から世帯主を引くという計算をしていたので、ひとり世帯は該当しなかったが、今回、33万円に24万5,000円掛ける被保険者数となることから、単身世帯も軽減対象となる。高額療養費の自己負担限度額の見直しについては、いままで、上位と一般と低所得という3段階になっていたが、一般の部分が細分化され、旧ただし書き所得で600万円以下が210万円以下と210万円から600万円以下の二つに分けられることになる。上位のほうは、600万円超えのところは、600万円から901万円以下と901万円を超えた部分の二つに細分化されることになる。今後、システムを入れかえて対応していきたいとの答弁がありました。軽減の実績は、2月末の7割軽減が810世帯1,240人、5割軽減が111世帯311人、2割軽減が357世帯701人であるとの答弁があわせてありました。

討論では、昨年度末の実質的な剰余金が2億5,000万円あり、3年連続で国保を引き下げてきた今年度の決算見込みの黒字だと思われる。そういう点から言えば、新年度予算は国保税引き下げを考慮した内容にすべきだったのではないかと考えている。しかし、今議会に提出している国保税引き下げの条例が成立したとしても、会計上は歳入に影響を与えるだけで国保運営に支障がないこと、歳出についても積算には問題がないと考えることから、26年度の国保会計予算には賛成をすとの討論がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第16号 平成26年度平群町水道事業会計予算について

本年度は、収益的収支のうち水道事業収益では水道使用料、給水工事負担金、一般会計からの補助金を計上し、収益総額は5億1,695万2,000円。水道事業費用では、県営水道受水費、各浄水場の動力費、維持管理費、漏水調査委託料等を計上し、費用総額は5億4,310万4,000円となっている。

また、資本的収支のうち資本的収入では工事負担金、企業債を措置し、収入総額8,508万3,000円、資本的支出では原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費、企業債の償還金を措置し、総額1億6,359万7,000円となり、不足する額7,851万4,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものである。

質疑では、26年度予算で給水件数が7,690件と25年度より90件減

っていることについて質され、25年度の予算では大きな住宅団地で新築家屋が増えるという見積もりをしていたが、現在の給水件数が大体7,690件ということで、実際の数字に合わせた形で予算を組んだとの答弁がありました。

4月から消費税が5%から8%に上がるが、住民が負担する総額について質され、4月から7月までが消費税5%、以降が8%という計算になり、給水収益だけで見ると、8カ月分で838万7,000円、月に約100万円で、1年間で約1,200万となるとの答弁がありました。

県営水道に全面移行するメリットと検討状況について質され、自己水を確保し、浄化し、給水する施設はかなり老朽化しており、更新していく費用と、県水は自己水より若干原価が高くなるが、それを差し引いてもメリットが生じる。危機管理の問題や耐震化も含めてやっていく必要があることを考えると、県水に移行したほうが将来的には有利かと考える。26年度において詳細な将来計画を立てていくとの答弁がありました。

固定資産減価償却費が25年の当初予算より大幅に上がっている要因について質され、26年度より導入される新会計基準が影響した額になっており、従来の会計制度では、国からの補助金や開発業者等からの負担金で建設したような施設は減価償却する必要がなかったが、新会計制度ではこれらを含めて減価償却することになったため、経理上、減価償却費が大幅にアップしたとの答弁がありました。

討論では、県水の引き下げが行われたときに、少なくともその引き下げ分は住民の水道料金を下げるという立場で対応すべきだと主張してきた。また、基準を超えた分についても2段階の料金制度等で、年間で約3,000万円の県水受水費が下がるという状況になっている。そういう中で、この4月から消費税が8%に上がることにより、住民にとっては大変大きな負担だと考える。

一方で、年金は下がるという状況もあるので、住民生活は大変な状況になっていく。少なくとも県水が下げた分は、当然住民に還元するという意味で、消費税が上がる分をそのまま水道料金に上乘せするのではなく、県水が引き下がった分で対応すべきである。消費税が上がる分で年間約1,200万円の住民負担が増え、県水受水費では3,000万円下がってくる。住民の暮らしを守るためにも、消費税増税分の転嫁は絶対許せないという立場から、この予算については反対をするとの討論がありました。

衛生管理や水の工面も考えており、ライフラインを守る予算の確保については真剣に取り組まなければならないことから、この予算については賛成をするとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。



議案第17号 平成26年度平群町下水道事業特別会計予算について

本年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として集中浄化槽区域である椿台、若葉台、ローズタウン若葉台の供用開始に向けた取り組みを行うとともに、吉新地区、国道168号線バイパス沿いの管渠整備を実施し、流域下水道事業として、浄化センター及び幹線管渠の設備費等を流域下水道事業町負担金として計上しており、予算総額は5億5,706万円となっている。

質疑では、緑ヶ丘地区の管渠整備工事の進捗状況について質され、南都銀行から北側の部分の2カ所の管の調査をしており、修正が必要な部分の管更生をする工事で、26年度から工事を着工し、4年間かけて5カ所の集中浄化槽の地域を接続していく予定で、現在は誤接続、公共ますに雨水が入っている汚水ますのふたの改修を行っている。今後は、ほかの3地区についても雨水が汚水に入っているため、改修を順次進めていくとの答弁がありました。

25年度の下水道の普及率と、26年度予算執行することによる普及率の見込みについて質され、25年度末の予定で普及率28.9%、水洗化率89.5%。予算執行による26年度末の予定は普及率48.2%、水洗化率93.7%になるとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第18号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

本年度は、施設管理費において集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては公共ます設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを計上しており、予算総額は3,981万円となっている。

質疑では、県からの交付金が最終的になくなり町の負担が増えてくるが、農業集落排水事業特別会計を将来どのように考えているのか質され、県からの交付金が29年度になくなり、町からの繰入金が増えてくる。公共下水に接続するという選択肢もあるが、下水道事業特別会計も企業会計化することを予定しており、国庫補助金の問題や公債費の償還等が負担になるため、下水道会計への編入は難しいが検討していきたいとの答弁がありました。

接続状況と人件費を除くランニングコストについて質され、対象家屋90件で接続47件となっている。管理費の予算が1,463万円で、人件費を差し引くと694万1,000円が維持管理に要する費用となり、それ以外に公債費負担分があるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第19号 平成26年度平群町学校給食費特別会計予算について

おいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れ、安全で栄養

のある食材を使用した給食づくりを進めるため、学校給食実施に係る費用を計上しており、予算総額は7,172万2,000円となっている。

質疑では、26年度の地元野菜使用率の見込みについて質され、使用量は約3,000キログラム、使用品目は、25年度では27品目あったが、天候の問題や季節的なことがあるため、26年度は25品目を見込んでいる。使用率は約23%にはもっていききたいとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第20号 平成26年度平群町介護保険特別会計予算について

本年度は、第5期計画に基づき、保険事業勘定では総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上しており、予算総額は15億1,095万9,000円となっている。

サービス事業勘定では、総務費で人件費等、事業費で居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しており、予算総額は1,348万2,000円となっている。

質疑では、認定調査内容と調査員の研修状況について質され、新規の認定調査は町職員2人で回っており、要介護、要支援とも認定調査員が状態を確認しており、確認方法は本人の申し出、家族への聞き取りを行っている。ケアマネージャーの資格を持って全国共通、特に奈良県も統一して講習会もされており、指導に基づいた調査をしている。認定審査については、主治医意見書もあり、総合的に判断されている。調査員の研修は年1回、県で講習がされているとの答弁がありました。

地域支援事業で、事業・業務委託料の食の自立支援（配食サービス）と緊急通報装置の26年度の積算根拠と決算見込みについて質され、26年度の積算根拠は、配食サービスが700食掛ける単価450円掛ける12カ月で378万円、緊急装置が1,620円掛ける150台掛ける12カ月で291万6,000円となっている。25年度は、配食サービスが予算378万円、決算見込み336万8,000円、1月末現在6,322食となっている。緊急通報装置は予算217万4,000円、決算見込みが241万1,000円となっているとの答弁がありました。

配食サービスの配食数減少の理由と今後の見込みについて質され、配食をめぐる環境が大きく変わってきており、他の配食専門業者等の参入により、利用者には選択の幅が広がったことで配食数が減ってきたと考えている。今後の見通しとしては、配食数が減るかもしれないが、町の配食サービスを利用したいというニーズもあり、見守りという事業でもあり、いままでどおり配食事業を続けていくとの答弁がありました。

配食サービス事業の現状について質され、調理場所が当初はプリズムへぐり内だったが、委託事業者の経営効率の問題で、募集をしても応募者がいないという状況や、プリズムの中にある厨房機器が10年を過ぎて非常に老朽化し、修繕あるいは買いかえの時期が来ていることで、現在は事業者独自の厨房で調理して配食するように改めた。業者の選定に当たっては、平群町で給食事業を希望されている指名業者から公平に選定をしている。平群町内の食材を利用する条件については、できるだけ平群町内の食材を利用する契約になっているとの答弁がありました。

居宅介護予防サービス等事業費で、介護サービス計画作成を外部委託する内容について質され、要支援1、2は基本的には地域包括支援センターで計画を立てるが、家族で要支援、要介護を持っておられる方は外部でケアプランを立てていただいている。また、要介護から要支援に変わった場合についても、ケアマネージャーがついているので引き続いて委託となる。内訳として、継続が3,800円掛ける60件掛ける12カ月で273万6,000円、新規が6,610円掛ける6件掛ける12カ月で47万5,920円との答弁がありました。

討論では、百条委員会まで設置して行われた配食サービスの委託内容が全く議会に報告されない中、当初の目的が、効率性を優先され大きく変わっているということが審議の中で明らかになった。町内業者からの食材購入については是正するののかという質問に対しても行わないとの答弁で、当初スタートしたときの高齢者の方に温かい食事を届ける、見守りを行う、町内業者の活性化の一端を担っていく目的から大きく後退している状況については、当然改善を求めたいことから、この予算については反対するとの討論がありました。

介護保険制度については、いろいろな過程を経て現在に至っており、この制度が毎年改善されるということで、助け合いという制度がなくなるとは大変なことであり、今後も介護保険制度を続けていくためには前へ進んで行かなければと判断し、本予算については賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第21号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について  
就学の奨励と教育の機会均等を図り、有能な人材を育成するため引き続き実施するものであり、予算総額は75万円となっている。

質疑、討論はなく、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第22号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について  
本年度は、後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務費を計上して

おり、予算総額は2億9,620万円となっている。

質疑では、26年度に見直される保険料について質され、奈良県広域連合で出している予算上の1人当たりの保険料は、26年度は7万1,545円、25年度は7万766円との答弁がありました。

低所得者の保険料の軽減措置拡充の内容について質され、5割軽減は1人でも対象になり、2割軽減は基準額が変更になるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました審議の審査結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成26年3月18日

予算審査特別委員会

委員長 山田 仁 樹

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第13号 平成26年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。窪君。

○8番

委員長に直接ということではないんですが、町当局のほうに1点御確認をさせていただきますと思います。

予算総括でも一部質問されていたかと記憶をしているんですが、本年4月からですね、幼児教育の無償化に向けた第一歩といたしまして、幼稚園に子どもを通わされておられる保護者の皆さんの負担軽減のために支給されます幼稚園就園奨励費補助制度が拡充をされます。この新年度には、まだ国のほうがですね、詳細が担当課にまだきっちり来てないということも現実ではわかっているんですけれども、平成26年度に大変大きな影響になりますので、この拡充をされますが、本町の子育てにとっても大変大事な拡充ですので、いまわかる範囲で結構でございますので、具体的な拡充内容についての説明をお願いしたいと思います。それから、保護者への周知も含めて御説明をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

幼児教育に係ります保護者負担の軽減措置の話で、予算審議の中でも若干説明させていただきましても、詳しくはまだ国、県のほうからきちっとした形でもらってませんけれども、こちらのほうで把握している内容で言いますと、

低所得世帯と多子世帯、多くのお子さんの世帯の保護者負担の軽減を行うということで、低所得世帯の保護者負担の軽減ということでは、生活保護世帯の保護者負担を無償とするというふうな内容です。それから、多子世帯の保護者負担軽減の拡充という項目もあります。これにつきましては、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃するというふうなことで、額についても変更があるというふうな内容の情報をもらっております。これにつきましては、十分、教育委員会としても内容を精査して、一定、住民の皆さんに周知してまいりたいというふうに思っています。説明もさせてもらいましたが、幼稚園の保育料という考えやなしに、就園奨励費の補助というふうな形での対応で、子ども子育てを目標に掲げている本町としましては、国のこういう方針を受けて、できるだけ対応できるように、慎重に責任を持った提案ができるように対応していきたいというふうに思っています。

○議 長  
窪君。

○8 番  
ありがとうございます。きっちりしたものは来ていないんですけども、情報収集していただいて、ありがとうございます。これ、公立と私立と両方になっておりますので、その両方にこの国の無償化の拡充ですね、反映をされると思いますが、その点につきましても御説明願いたいと思います。

○議 長  
教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長  
反映するっていうことを、いま、ちょっと断言的には申し上げられませんが、基本的には、先ほど申し上げましたように、町としましても、この子ども子育て支援につきましても重点施策としてます。ましてや国のほうからこういう方針が出されたわけですから、この国の方針を尊重した形で対応していくっていうふうな形にしていくっていうふうには思っております。

○議 長  
窪君。

○8 番  
ありがとうございます。幼児教育無償化への第一歩でありますので、またこの就園奨励費、自治体によって違うとお聞きをしておりますので、きっちりと平群の子育ての世帯に負担軽減を図れるように取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○5 番

平成26年度一般会計予算案については反対をいたします。

予算委員会の中でも述べましたが、今回の予算案には、遅ればせながらですが、子どもの医療費の無料化の高校1年までの拡充、あるいは、非常勤ではありますが小学校の図書館司書配置が2校へ拡大したこと、また手話通訳者の窓口配置など、一定、住民の願いに応えた施策が計上されていることについては評価をしたいと思います。

ただ、しかし一方で、個人住民税がこの6年間で26%も減少している状況、これは急激な人口減、特に現役世代、あるいは若者世代の比率の減少、それと住民所得の減少によるもので、住民の暮らしが大変厳しい状況にあることも一方では示していると思います。さらに、新年度からは消費税の増税が行われようとしています。

このような状況のもとで、住民の皆さんの暮らしを守る積極的な施策というのが求められるわけですが、新年度予算については、子どもの医療費の無料化の拡充以外、そのような施策が見当たらない。それどころか、固定資産税の超過税率、導入時は当面としながら、7年たったいまも引き続きもとに戻すという姿勢が全く見られていない状況。また、ひとり親家庭への教育資金援助の廃止や学童保育料の大幅な負担増など、住民の暮らしを守る福祉施策は切り捨てられたままになっているという状況です。そのほか、分別収集の体制改善やごみボックスへの補助などが行われる中で、ごみの減量が進みつつあったにもかかわらず、その検証もなしに昨年10月から実施を強行した家庭ごみの有料化も計上されています。さらに、今回、委員会の中で明らかになりました一部の子どもたちだけが対象となる青少年体験学習についても、再度、事業の実施場所、費用等を検討し議会に示していきたいとのことでしたが、幼保の問題では、平群町の子どもたちに同じ教育、同じ保育と言いながら、保護者負担の費用も大変大きく、一部の子どもたちしか参加できないような事業を、行政として提案してきたこと自体に問題があると考えます。

このように住民の暮らしを守る姿勢が希薄な予算編成の一方で、近隣自治体に比べて高過ぎる不燃物処理委託料、あるいは、基準以上の値段で契約をしている土地借上料など、この間、議会で指摘された問題の解決についても積極的な姿勢が見受けられません。以上の点から、新年度の一般会計予算については反対をいたしたいと思います。

○議長

戎井君。

○2番

本26年度のこの予算、一般会計については、賛成はいたしますが、一言意見を言わせてもらって賛成をしたいと思います。

大変個人的な理由で、本議会前2カ月ほどいろんな委員会を欠席しました。あるいは、全員協議会があったのかなかったのかもよくわかりませんが、当然、事前に委員会等で御説明があったものと思われるような内容が、ほとんど議会に示されることなく予算としていきなり出てきたというようなものが見られます。それ以外に、いま反対意見でもありましたけど、例えば、固定資産税の超過税率につきましても、ことしも継続して超過税率を頂戴するという事について、議会や住民の皆さん方にちゃんとした説明があったのかということも含め、先ほどありましたように、生涯学習の一環で子どもたちに体験学習をさせるというのが、実は都市間交流みたいな話にすりかわって、一体誰がそれを決めたんかと、議会に説明があったんかと言ったら、なかったという、改めて予算執行までに全員協議会等で行き先も含めて説明をするので事業は実施したいという答弁だったようですが、あれやこれや考えますと、どうも昨今、理事者側の皆さん方は、委員会や全員協議会等を開いて事前に議会に説明をしたり、議会の意見を聞くということ、大変言葉はきついかもしれませんが、怠っておられるように思えてなりません。もっともっと議会に情報を提供して、議員の意見や考え方を取り入れた予算を組んでほしいというふうに思います。一例を申し上げれば、西小学校の跡地の利活用について業者の方に委託をされるようですが、700万円という金額を計上されておられますが、これについても、片や、住民の皆さんや、あるいは地域の方々の御意見を聞くという説明会なりを持っておられるけれども、議会に対して、西小学校の跡地について議員の意見を聞こうというような機会を持たれたかどうか。僕、文教厚生委員会もずっと欠席しましたんで聞いておりませんが、どうやら、予算の審議の内容を聞いていると、そういった議会に丁寧に説明するという姿勢が、何かにつけて不足しているような気がしてしょうがない。こういう予算の組み方をされることについて、強く抗議をしたいと僕は思います。

内容的には、そんなに、いま申し上げた２点、西小学校の跡地利用についての委託料７００万円と、生涯学習費か何かで子どもたちを須崎市へ連れていくということに始まった都市間交流のあり方についての議会への説明、これをできるだけ早い時期に丁寧に説明していただくということを多分約束しておられると思いますので、そういうことをやっていただくということを条件に賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第１３号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第１３号 平成２６年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第１４号 平成２６年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長



ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 平成26年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。植田君。

○5 番

26年度水道会計の予算については反対をいたします。

委員会のときにも申しましたが、この間、県営水道の受水費が、22年度からは3年間5円の引き下げ、25年度からは10円の引き下げ、立方当たり。基準水量を超えた分についても、立方当たり90円というふうな形で、2段階の料金制度が行われています。21年度から考えれば、年間で約3,000万円の引き下げとなっている状況です。

そういう中で、年金や所得が下がるなど、住民生活が大変になってきていることを受けて、これまでも水道料金を引き下げるべきだと主張してきましたが、一向にそういう対応をとられなかった。新年度予算でも引き下げどころか、4月からの消費税増税分をそのまま水道料金に上乘せをするという状況です。この水道料金の増税分、約1,200万円ですので、3,000万円の間引き下げが年間あるわけですから、当然その分は、住民生活を考えるとき、8%への3%上乘せ分はしないで、引き下げた分をこのところに充てて、住民生活を守るという立場で行政としてやるべきではないかと、こういうことであります。住民の暮らしを守るためにも、消費税増税の転嫁は絶対に許せないという立場から、本予算については反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。奥田君。

○3 番

水道、電気と同じように、1日たりともなくてはならないライフラインであるということから、衛生管理業においてもなくてはならないということで、この予算には賛成をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第16号 平成26年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 平成26年度平群町下水道事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成26年度平群町下水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。  
これより議案第18号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。  
続きまして、議案第19号 平成26年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。  
これより議案第19号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決するこ

とにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成26年度平群町学校給食費特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 平成26年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○5 番

平成26年度介護保険特別会計については反対をいたします。

これも委員会のときに述べましたが、配食サービスの問題で、サービスがスタートした当時、当初、プリズムへぐりでの調理室を使い、プリズムでのデイサービスの昼食も兼ねて、できたてで温かい食事の提供、また、町内業者から食材を納入することで町内業者の活性化にも貢献できると考えたことから、委託に当たってはこの条件をクリアできることが条件でした。配食サービスについては、平成16年に百条委員会が開かれたことなどを考えれば、10日の予算委員会の中でも明らかになったように、全く議会に、調理場所の変更やデイサービスの昼食を町外の給食業者に委託するなど、この事業発足当時の目的を大きく変更しているにもかかわらず、変更前も変更後も一切議会に対して説明がなされなかったことについては、行政の不誠実さを禁じ得ないところです。当然、岩崎町長も議員としてこの問題の結論は承知していると思います。

そのような経過がある配食サービスの体制の大幅な変更を行おうとすれば、議会に経緯の説明を行うのが筋であり、このことを全く行わず、ましてや食材納入に関して、一度は是正に応じたにもかかわらず、今議会、再度是正を求めたことに関しては配慮しないと明言したことなど、大幅な当初の目的を後退させることについては認められないという立場から、この予算については反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。奥田君。

○3 番

この件については賛成いたします。

ということは、一家に1人でも寝たきり、介護者が出た場合、家族全体が不幸になってしまいます。こういうことをないように、お互いに助け合う制度でございませぬので、今後もひとつよく吟味して、もっと有意義な介護保険制度を設立していただきたいと思ひます。というわけで、賛成をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第20号 平成26年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

4時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 （午後 4 時 0 8 分）

再 開 （午後 4 時 2 5 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

（ブー）

○議 長

ここで時間延長、午後 6 時までといたします。

日程第 1 2 議案第 2 3 号 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給  
に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第 2 3 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○ 8 番

この議案ですが、昨年、国の臨時国会で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立をいたしまして、それをもとにこの消防団員の皆さんの退職報償金、一律 5 万円を引き上げるというものだと認識をしておりますが、それにあわせて、消防団の処遇改善と整備の拡充が図られるということなんですが、今回、その一律 5 万円の退職報償金の引き上げられただけをこの一部条例改正で上げられましたが、それに従いですね、本町でも提出されたことは理解できるんですが、そのほかの消防団員の皆さんの年額の報酬や出動手当の額の改善について取り組むべきではないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。平群町の一般団員の皆さんの年額報酬は 4 万 6, 0 0 0 円と認識をしておりますが、退職報償金だけではなくてですね、年額報酬、また出動手当の改善についてどのようにお考えでしょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

消防団員の報酬、手当につきましてはですね、現在、近隣の生駒郡等々の状況は把握はしております。その中ですね、例えば平群町でしたら、団員でしたら 4 万 6, 0 0 0 円ということになっておりますが、斑鳩町ではですね、報酬



は7万3,300円と高いわけですが、その中に火災等の出動手当は含まれておりまして、要は、出動しても手当はもらえない等々、そういうふうな仕組みになってございます。ですんで、今後ですね、報酬や手当のあり方なども含めまして、県内の状況も確認をいたしまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長  
窪君。

○8 番

この郡の中で平群町が4万6,000円と一番低いという現状です。県下を見ましたら、県の平均よりも少しは高いかと思うんですけども、ただですね、やはり退職報償金は1回だけですが、年額報酬は、本当に地域の防災力を高める意味でも、処遇改善をしなければいけないと思います。いま、参事のほうから、斑鳩町は火災の手当はないとおっしゃいましたが、平群町も火災の1回の手当、2,000円ですけども、国のほうでは、23年4月1日現在、火災出動の条例平均額が1回2,562円と聞いております。なかなか比較は難しいですけども、やはりこの町の消防団員の皆さんですね、消防署とともに、火災や災害の発生時にはいち早く自宅や、また職場から現場に駆けつけていただいて、対応していただいておりますので、やはり地域防災のかなめでありますので、そのような観点から、今後ですね、しっかりと地域防災力の強化のためにも、年額報酬や出動の引き上げのさらなる処遇改善を見直すべきことを要望しておきたいと思います。

○議 長  
ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長  
ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長  
ないようでしたら本案に対する討論を終結します。  
これより議案第23号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第23号 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号 平群町幼保一体化施設建設工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第24号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

これの一般競争入札、何社応札されてですね、落札比率が何%なんか、お尋ねします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

入札につきましては3社です。落札率につきましては92.612%です。

○議 長

ほか、ございませんか。繁田君。

○11番

この幼保一体化の施設の建設につきましては、昨年からずっと、文教厚生委員会のほうの協議会でもいろいろ議論がなされたところであります。いま、私の手元にですね、エレベーターの規格についてということで、二つの資料がありまして、17人乗り、11人乗り、13人乗りという資料があるんですけども、最終的にエレベーターはどのような規格になるのでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

現在、エレベーターにつきましては、本日お示しの設計の部分につきましては17人乗りで設計しています。ただ、前回の文教厚生委員会の中でも申し上げましたように、今後、13人乗りの規格にのったエレベーターに変更するというふうな予定をしております。

○議長

繁田君。

○11番

17人乗りのエレベーターの設計っていうことは、当初、最初の予定では、11人乗りのエレベーターをつけるということで計画案が示されました。その後ですね、スロープをつけるかつかないかという議論をしていく中で、町長のほうから、17人乗りのエレベーターにするというふうに突然変更になったわけですね。ですから、スロープをつけなくても、ベビーカーの方、高齢者の方、障がい者の方も十分1階から2階への移動がスムーズに行くという説明であったと思います。その17人乗りのエレベーターにするということが示されて、12月の定例会の中で補正予算が提示をされ、造成費と建設費が11億何がしかでしたか、補正予算の中で出てきたわけですね。いろいろ議論の末ですね、来年4月1日の開園を、これは遅らせるわけにはいかないということで、私も納得はしませんでしたけれども、開園を遅らせることはできないというところで、補正予算を承認をいたしました。補正予算が通った後ですね、幾らでも時間はあったはずだと思うんですけども、13人乗りのエレベーターに変更をされると、もうこれ、変更は決定ですね。変更の理由については、現場の先生方からも、11人乗りでも大きな支障はないという意見があったと。また、建設費が予想をはるかに上回ったことから17人乗りは過大だと判断をして、13人乗りに変更決定をしたと、最終的に判断をしたということではありますが、議会に対してきちっとした説明を、それならばすべきなんです。委員会の協議会で若干、どういう話をされたか知りません。私はその当日行ってませんから。ただ、あれだけ議論したことを覆すのであれば、それこそ全員協議会なり何なりをきちんと開いて、どういう意見があって、どのような理由で変更したかということ、全員の前できちんと説明すべきだと思うんですよ。先ほど、戎井議員からの討論の中にもありましたように、余りにも議会に対する説明がなさ過ぎる。そのことについての反省の弁はありませんか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いま議員がおっしゃったようなことが、経過としてありました。この件につ

きましては、文教厚生委員会を複数回開催しながら、いろいろ御意見を賜ってまいったところです。文教厚生委員会の中でそういう議論を重ねてきて、先のこの文教厚生委員会の中で、変更理由は、いま議員が述べられたようなこととございます。現場の声、また保護者の声も聞きながら、それから予算のことも含めて、判断として13人乗りに改めて変更させていただいたということとございます。

町としましては、議会軽視っていうつもりは毛頭ございませんで、文教厚生委員会、所轄の委員会の中でそれなりに説明させていただいたというふうには思ってるんですけども、議員お述べのように、全体の全員協議会っていう場とか、全体への説明がないということにつきましてはそのとおりではないかなというふうには思いますけども、町としましては、先ほども申し上げましたように、決して議会軽視じゃなしに、議会の所轄の委員会の中で説明させていただくことが筋かなっていうふうに思っております。

以上です。

○議長

町長。

○町長

経緯は大体議員がお述べのとおりでございます。17人乗りであれば、いま保育園にある4人乗りの乳母車が2台乗るということで、17人乗りにしようということ、一旦設計はそれで進めていきました。その後ですね、非常に予算が、当初予測よりはるかに上回ったということもございます。それで、これはちょっと無駄ではないかという部分も考えられますし、当初はですね、もう11人乗りに戻そうか、いやいや、やっぱり2台必要かということ、随分私も悩みましたし、その中で現場の意見も聞きながら、やっぱり11人乗りで仕方ないなというふうに思っておりました。しかし、やっぱり乳母車2台を乗せることが捨て切れず、もう1回ちょっと実験してみたらどうかということ、乳母車は75センチ幅の長さ1メートル、それで当初は計算して、17人乗りしか入らないというふうに思っておったんですが、乳母車は立方体じゃないと、一番出っ張ったところが75センチで、一番出っ張ったところが1メートルやということ、実験をしようということ、15人乗りとか13人乗りを実験しなさいということで職員に指示しまして、たまたまプリズムが13人乗りで、実験いたしましたところ、うまく、特に問題なく2台乗るとことが判明いたしました。それであれば、13人乗りであればほとんど11人乗りとも金額的にも変わらずおさまると、17人乗りより、700万か800万だったと思いますが、安くあがるということ、最終的に文教厚生委員会で御説明させてい

ただきまして、こういうふうにさせていただきたいということでお願いしたところでございます。それで、当時、ここで言うことが適切かどうかわかりませんが、繁田議員さんはお見えでなかったもので、別途資料としてお届けさせていただいたという経緯がございます。その点につきましては御理解いただきますようお願いしたいというふうに思っております。

○議 長

別途資料は届けてませんか。

○町 長

いや、違います。

○議 長

はい、町長。

○町 長

別途というか、当時の資料として、議会のほうからケースに入れさせていただいたということがございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。はい、繁田君。

○11番

本案については認めがたいということで、反対をしたいと思います。

いま、ここで工事請負契約の締結を認めなければ、早急に工事にかかれず、着工できないので、来年4月1日の開園が当然のことながら危ぶまれます。それは重々承知をしておりますが、ただいまの町長並びに教育委員会総務課長の御答弁では、全く議会に対する反省の色がないんですね。実験したとかどうのこうのという、そういう言葉は私は一切聞きたくありません。一旦こうすると決めて、補正予算まで議会に上げて議決を経たものを、そうそう簡単に変えられるものではありません。やむを得ず変えるのであれば、所管の委員会の協議会ではなく、きちっとやはり議会全体に対する説明を行うべきです。それが欠けていたってということは、町当局にとっては軽微な変更だから、そこまで丁寧にしないでいいというふうにお考えかもしれませんが、私たちにとっては、やはりこれは心外なやり方だと思います。特に、このエレベーターの問題につい

では、スロープかエレベーターかということで、ずうっと議論をしてきた問題であります。いかにあなたたちが軽微な変更だとも考えても、やはり議会に対しては誠心誠意、真摯な説明をすべきであったというふうに思います。事態の重大さはわかっておりますが、今回に限って言えば、一罰百戒の思いを込めて反対いたします。

○議長

ほか、ございませんか。山田君。

○9番

議案第24号については、賛成の立場で討論したいと思います。

いままでいろんな議論がございました。駅周の事業にも鑑むいろんなことでの、議員からもいろんな意見が出ました。その中で、当初から時間がないと言われながら、やっところまで来た。この施設については、私もいままで、これまでもいろんな意見を述べさせていただきましたが、すてきな、立派なこれからの施設をつくっていく、ソフト面でもつくっていくというのが、それを利用される方々によってすばらしい施設になっていってほしいと思うんですが、そのためにはその建物が必要。時間がないということで、いろんな手続の中で順を追って、入札に対しては順を追って正当にされたということで、業者がどこであるとか、その内容がどうであるとかということにかかわらず、この請負契約の締結については、今後のこれからのまちの幼稚園ということのすばらしい施設をつくっていくためにも、賛成をしたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○6番

幼保一体建設については、私ども日本共産党は余り賛成の立場では、基本的にはありません。それは、この間、この問題が出てから一貫して言っていることですが、ただ、以前も言いましたけれども、幼稚園の移転しなければならない問題、駅周との絡みですけれども、そういう問題、それから、幼稚園を全くなくすわけには当然いきませんし、南保育所の老朽化もあってですね、私どもは南保育所で建てかえるべきだというふうに思いますけれども、もうそれもですね、いまの予定地に土地を買うという議案が昨年可決されました。その中で、もうここまで来た以上ですね、やっぱりきちっとしたものをつくっていくべきだというふうに思います。幼保一体化全てが悪いとは思いませんが、いま山田議員からもありましたように、中身の問題できちっとしていくということが大事であって、私はエレベーターの大きさ云々、財政の問題もありますけれども、それに関しては大した思いは持っていません。それよりも子どもたちがや

っぱり健全に成長できる、そういう施設にしていくべきだというふうに思いますので、この問題については余り前向きではありませんが、賛成せざるを得ないというふうに考えています。

以上です。

○議長

ほか。馬本君。

○12番

反対討論ないから、私、賛成討論の立場で。

この幼保一体化についてね、ここで設計、書いていただいた会社が参考人として議会へ来ていただいて、いろんなことをここで、本会議場ででしたな、ここをおかりして、委員会室じゃなしに議論されたわけでございます。いかにこの問題については、いろんな建物の形並びに土地の大きさ、また、そこになぜつくるんやと、いろんなことについて、保護者並びに先生方の意見、たくさんアンケートをとっていただき、それと、いま繁田君がおっしゃったように、スロープか、もしくはエレベーターかというようないろんな議論もされ、文教厚生委員会の私、一員でございましたけども、何回となしにいろんなことについて議論をさせていただきました。いま山口君が言ったように、平群の幼稚園は、駅前開発の関係で、今年度予算も補償費の70%の、要するに1億7,500万が歳入として予算計上されてるわけでございます。駅前開発、これはきょう怠りますと、駅前開発に非常に支障を来たします。いま、南保育所についても、非常に老朽化をしております。土地についても、もう買収はされております。いま、3社ということで、応札されたのは3社、入札に92.数%ということでございましたけども、基本的に、一般競争入札をされたということで、正々堂々とインターネットに載せてね、公募をされたということについてはね、私はこれは評価できるもんやと思います。きょうはその中身の問題じゃなしに、この入札の請負業の関係の議案でございますけども、るる皆さんが反対、賛成の中で討論をおっしゃいますので、私も厚生委員の一員として、うちの委員長は窪委員長、副委員長、高幣委員さんで、また議長にもいろいろ御足労かけましたけども、私は1日も早く、1年で造成並びに建築かかっておりますので、何とか来年の4月1日にはもう、工期は3月31日ですか、3月になってますけども、1日も早くこの会社がね、安全にけがなく、事故なく施工していただくことを祈念してですね、私は賛成といたします。

○議長

窪君。

○8番

議案第24号 平群町幼保一元化施設建設工事の請負契約の締結につきまして、意見を付しまして、賛成の討論させていただきます。

繁田議員もおっしゃいました。私も文教厚生委員の一員といたしまして、やはり災害が発生したときにですね、エレベーターは停電でストップをいたします。そのために防災対策、子どもたちの命を守るためにスロープの設置を提案をしましてまいりました。しかし、全く聞き入れていただくことはできず、今回、二転三転、エレベーターの大きさが変わりました。行政が決められることですから、これも採決で決まることですから、これはもう結構です。でも、何か問題があったとき、本当に行政の責任は大変重いと思います。そういう意味で、繁田議員がおっしゃってるんだと思います。

それと、もう1点ですが、予算の委員でございましたので、予算の委員会でも申しましたが、やはり、これ、締結しましたら、いま馬本議員もおっしゃいましたが、すぐに1年で、来年の4月開園ということですので、速やかに行っていないといけません。ところがですね、住民説明会が、私が意見を述べさせていただかなかつたら開かれてないのではないかという現況がわかりました。地元椿井地域の皆さん、自治会には2回、役員会に足を運ばれましたが、ただ、本当にこの建設のすぐ間近の地域の、周辺地元説明会を一切していなかったと。これは、本当に議会軽視と同時に、住民の皆さんにどのように御説明するのでしょうか。職員の皆さん、私たちの自宅の前に突然建物が建ったときに、皆さんどのように思われるのでしょうか。行政は、民間開発には行政指導で住民説明会をなさいとおっしゃいます。ただ、公共施設に関しましてはそういう法律がないこともわかっておりますが、ですからこそ、これからこの1年で、この締結をいたしまして、この1年で建設がされます。皆さんのお仕事はそれで終わりかもしれませんが、地域の住民の皆様は、そこからいろんなことで御理解と御協力をいただかないといけないんです。車が190台、毎日毎日来ましたら、本当にどうでしょう。皆さんのお家に、その近隣に建ったときのことを考えていただきまして、3月の29日に初めて地元の説明会をするということをお聞きをいたしております。私も、地元ではありませんが傍聴に行かせていただこうと思っております。これは、締結に対しまして賛成はいたしますけれども、本当に住民の皆さん、すごくお怒りになられてますので、住民の皆さんの理解と納得ができる御説明をしていただいからスタートをしていただくことを、意見を付しまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。



「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。  
これより議案第24号について採決を行います。  
本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第24号 平群町幼保一体化施設建設工  
事の請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化  
を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。私語を慎んでください。はい、局長。

○局長

朗読いたします。

発議第2号

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ  
り提出する。

平成26年3月18日

提出者 窪 和子

賛成者 奥田 幸男

〃 高幣 幸生

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）

昨年12月12日、「平成26年度税制改正大綱」において、自民党、公明  
党は、軽減税率については「消費税率10%時に導入する」と盛り込みました。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、  
欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して、適用されており、国  
民の負担軽減のための制度として長く運用され続けています。

我が国においては、世論調査においても明らかなおおり、多くの国民が制度  
の導入へ賛成しており、国民的な理解を得ています。

消費税率10%への引き上げ時期については、本年末にも総理によってその

判断が示される方向です。

よって、政府においても、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること
- 2 軽減税率の導入開始の時期については、「消費税10%への引き上げ時」に実施すべきこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8 番

ただいま事務局長に朗読をしていただき、意見書の中にも書かせていただいておりますが、平成26年度の税制改正大綱で、生活必需品等の消費税率を低く抑える軽減税率を「消費税率10%時に導入する」と明記をされました。低所得者層を含みます全ての消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、多くの国民の皆様の家計の負担を和らげる支援であります。8割以上の皆さんがこの導入に賛意を示しておられまして、軽減税率は本当に不可欠なものでございます。よって、軽減税率の、いまでも、対象品目等についても議論を進められておりますが、これからも詳細な制度設計の協議を急いで、本年末までに結論を出せるように全面的に協力し、消費税10%への引き上げ時に実施するため、適切な措置を講じるよう求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様の御賛同をいただきますようお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○5 番

消費税軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）に対しては、反対の立場で討論いたします。

消費税 8%への増税が 4 月にも行われようとしています。多くの国民は、増税による国民負担に不安を抱えています。その上、食料品など、生活に必要な商品がじりじりと値上がってきている中、年金は減り続け、医療は窓口負担が増える、高い介護保険料に国民生活はますます追い詰められていきます。食料品や日用品など、生活必需品に対して軽減税率、あるいは非課税とすることなどは、我が党としても当然だと思うんですが、この意見書では、「消費税 10%への引き上げ時」と、さらなる消費税の引き上げを前提に軽減税率を求めていることになっています。到底この点については認められないということですから、この意見書については反対をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。高幣君。

○7 番

本消費税の削減については、これは、私たち、生活する上においては、生活の必需品っていうものがあるわけなんです。こういうふうな観点の中で、やはり生活の安定化を図るためには、この軽減税率については、私は必要があると思います。ただ、消費税そのものについては、これは福利厚生とかいろんな意味で、この必要性っていうものも十分認めておりますが、やはり生活権を守るためには軽減税率を適用していただきたく、私は政府や与党に対して十分な議論を進めてほしいということをお願い、賛成とさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第 2 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、発議第2号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決定しました。

日程第15 発議第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

朗読いたします。

発議第3号

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書(案)  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年3月18日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書(案)  
内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。我が国は自衛のための必要最低限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を越える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的を持った部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」との見解を示していた。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争する国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○ 5 番

いま局長のほうから朗読ありましたように、歴代内閣が日本国憲法のもとでは集団的自衛権の行使は認められないとする憲法解釈を、国会の議論、手続も追わず、解釈の変更で改めようとする安倍首相の発言が大きな問題になっています。これは、自民党内、古賀、野中元幹事長や村上元行政改革担当大臣などからも批判の声が上がっています。また、内閣法制局長官経験者からも、選挙に勝てば法解釈は自由ということになれば、法律も裁判所も意味がない。そんな国は世界にないとの批判の声が上がっています。

憲法の最高規範性を否定し、国家権力を縛るという立憲主義を乱暴に否定するものです。改憲論者であり、集団的自衛権を認めるべきだと考えている慶応大学の小林教授でさえ、解釈改憲論は余りにも乱暴であり、怒りを覚えているという発言をされています。

集団的自衛権を解禁することは、日本が攻撃されなくても、同盟国が海外で起こす戦争に無条件で、武力をもって助けに行くことになります。これは、間違っても海外派兵はしないとして制定、運用されてきた憲法9条のもとで認められるはずがありません。これを首相の責任で解禁することは、明らかに首相の権限、責任の範囲を越えるもので、立憲主義を否定するものです。

札幌市議会でも、公明党の賛同も得て可決をされていると聞いています。平群町議会でも、立憲主義を守る立場から、意見書への賛同をお願いいたします。以上です。

○ 議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。高幣君。

○ 7 番

集団的自衛権を行使する解釈改憲を行わないことを求める意見書については、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、国際情勢が大きく変化してきたいま、第二次世界大戦後に制定された日本国憲法の見直しが必要となる時代が到来していると、個人的には考えております。しかし、憲法改正には大きな壁があり、政府与党に対しても慎重な対応が求められています。

本意見書の集団的自衛権行使を容認する解釈問題については、国民各層のさまざまな意見を聞きながらの対応が必要です。このように、昨今、慎重なる対応を考え、政府与党も今国会中に閣議決定を結論づけることを見送る動きが出ております。この動きは、常に国民の声を大事にしたいということです。このような政府与党の動きから、提起された本意見書については時期尚早と考え、反対をさせていただきます。

○議長

山口君。

○6番

時期尚早で、安倍首相が集団的自衛権行使、憲法を変えずにですね、解釈改憲をしなければ、それはそれでいいことだというふうに思うんですが、この間の首相の言動からは、そういう雰囲気ではありません。昨日も自民党の総務懇談会ですか、総務委員会の懇談会が開かれてですね、その中でさまざまな意見が出たというふうな記者会見がされていまして。その中で、特にですね、いまなぜその集団的自衛権かという意見が自民党の中からも出された。また、先ほど趣旨説明の中でもありましたけれども、村上誠一郎元行革担当大臣が、憲法を改正しないで憲法の根本を変えるのは、立憲主義から考えて禁じ手だと、ここまで言ってるわけですね。集団的自衛権を認めれば、アメリカの求めで世界中に出ていくことになる。イラク戦争のように、間違っただ情報に基づく戦争に加担して、誰が責任をとるのか。ここまで厳しく、自民党の元大臣が批判しているわけです。同じく、現職の自民党の脇雅史、参院の幹事長ですけれども、この方も、集団的自衛権の行使は憲法9条と相入れない。その上で、立憲主義の否定を憂う人たちと力を合わせて、行使容認を阻止するために頑張りたいって、こう語ってるんです。ここまで、要するに自民党の幹部の方が語るということは、安倍首相の解釈改憲がですね、並々ならない決意を持って突き進もうとしていることをうかがわせるもんです。

いま、今回はないというようなことをおっしゃってますけれども、安倍首相が政権にいる間にですね、ぜひともしたい、解釈改憲をやりたいというのがですね、この間ずっと言われていることでありますし、そういう意味でも、地方からこの意見書をきちんと政府に伝えるということは、本当に大事なことだというふうに思います。そういう意味からですね、この意見書には賛成いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第3号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数です。よって、発議第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）については否決されました。

続きますして

日程第16 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第4号

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年3月18日

提出者 繁 田 智 子

賛成者 戎 井 政 弘

〃 高 幣 幸 生

〃 馬 本 隆 夫

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法系を持つ言語です。手話を使う聴覚障がい者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながらろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約（条約第8条）には、「手話は言語である」ことが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に改正された「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」では、「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できるように必要な施策を講じなければならない旨規定されています。

よって、下記の事項について早急に取り組みされるよう強く求めます。

#### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

#### ○議長

提出者の趣旨説明を求めます。繁田君。

#### ○11番

では、趣旨説明をさせていただきます。

日本語であっても、英語であっても、聞こえる人が話す言葉を音声言語と言います。普通、言語と言えば音声言語という認識でした。しかし、2006年12月13日に国連総会で採択をされた障害者権利条約の中で、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義づけられ、手話が言語として認められました。2011年8月に改正をされました障害者基本法でも、手話が言語に含まれることが明記をされ、「言語を含む意思疎通の手段については、選択の機会が確保されなければならない」という規定も置かれています。

聴覚障がい者とのコミュニケーション方法は、手話、口話、空書、筆談などがありますが、聴覚障がい者にとって最も正確に情報を捉えることができるのは手話とされています。現在、全国で約6万人の人が手話でコミュニケーションを図っており、手話はまさに聴覚障がい者の母語であります。



聴覚障がい者が家庭、学校、あるいは地域社会や職場など、あらゆる場面で手話を自由に使い、手話によって権利を守られ、手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するためには、教育、通信、雇用など、手話に関するあらゆる施策の総合的、計画的な推進を図ることができるための根拠となる法整備が必要です。議員の皆様には、この趣旨を御理解いただき、全会一致で意見書を採択していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第4号「手話言語法」制定を求める意見書（案）については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

閉会の御挨拶をする前に、一つ御報告がございます。

このたび、平群町のボランティア団体であります竜田川ネットさんが、公益財団法人日本さくらの会から、さくら功労者表彰を受賞されることが決定しました。4月2日に憲政記念館で表彰式が挙行されるということでございます。第5次総合計画に言っております住民協働、あるいは住民主体の事業、まちづくりといたしまして、非常に喜ばしいことであるというふうに思っております。皆様とともにお祝いを申し上げたいと思っております。

本当に、この本議会におきましては、15日間の長きにわたりまして、熱心な御審議をいただいたところでございます。おかげさまで本定例会に上程させていただきました案件は全て可決、承認いただき、まことにありがとうございます。

今年度におきましては、皆様の御理解と御協力によりまして、幼保一体化に向けた取り組みが大きく前進しました。小学校再編成につきましても、地域の皆様の御理解、御協力によりまして、閉校式、開校式の準備が進んでおります。また、土地開発公社から先行取得した土地についても、財政効果と同時に有効活用が実現できる予定であります。今後におきましては、いま一段の財政健全化に努めると同時に、駅周辺整備事業や企業誘致、バイパス沿いへの大型店舗の誘導、子育て支援や定住促進、農業の6次産業化や観光振興に取り組み、財政基盤の安定化に努めてまいります。その上で、将来展望といたしましては、図書館と文化ホールなど、新たな展開に向けまして取り組みを進めてまいりたいと思っております。

第5次総合計画にも盛り込みましたように、今後のまちづくりにおきましては、住民の皆様との協働という視点がより強く求められております。行政が責

任を持って取り組む施策と住民とともに取り組む施策、そして、住民主体で取り組んでいただく事業というぐあいに、お互いにお互いの役割分担、行動指針も明確にしていきたいと考えております。本町の高齢化率は、2月の末で33%を突破しました。3人に1人が高齢者ということであります。高齢者によります高齢者のためのまちづくりが求められております。平群町は専業主婦の割合が高いと、こう言われております。その意味では、高齢者に加えまして、女性によるまちづくりも重要であります。そこに若い若者が加われば、鬼に金棒であります。地域の総合力をもって元気なまちをつくってまいりましょう。そのことにより、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる「緑豊かで心豊かな子どもの歓声がきこえるまち」が実現できるものと考えております。

いずれにいたしましても、これまで以上に情報の発信を強化し、行政と住民との情報の共有、課題の共有、そして夢の共有に努めてまいりたいと考えているところであります。議員各位におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻、御協力をお願いいたしまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。今議会中、本当にありがとうございました。

○議長

これをもって平成26年平群町議会第1回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時20分)